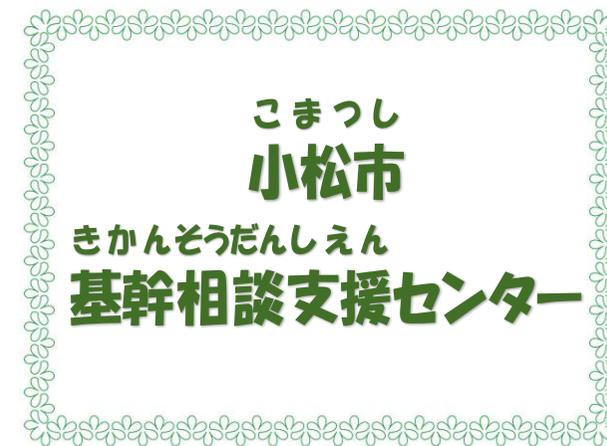
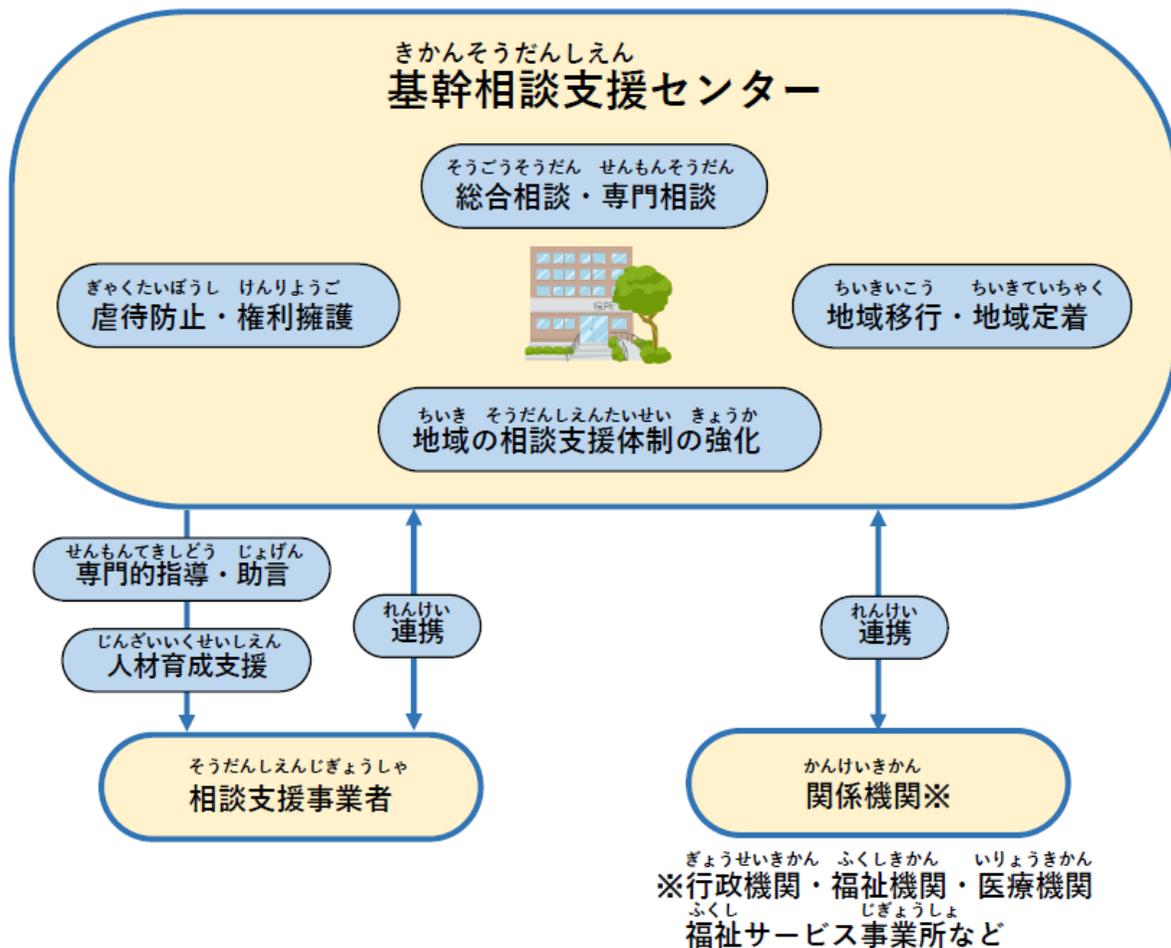


きかんそうだんしえん 基幹相談支援センターの役割

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、
障がいの種別に関わらず、総合的・専門的な相談や情報提供・助言、
障がい福祉サービス事業所などとの連絡調整を行います。



〒923-8650
小松市小馬出町 91 小松市役所 1 階
(健康福祉部くらしあんしん相談センター内)
小松市基幹相談支援センター
問い合わせ・連絡先
0761-24-8162



障がいに関する 総合相談窓口



★対象となる方

市内在住で相談支援を必要とする障がいのあ
る方、その保護者または介護を行う方

★実施日時

火曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く）

9：00～17：00

★利用方法

予約制です。相談支援専門員が対応しますが、他の相談や面談に入っている場合があるため事前のご連絡をお願いしています。

★問い合わせ・予約先

電話、FAX、メールで予約できます。

くらしあんしん相談センター

電話 0761-24-8162

FAX 0761-24-8192

kurashi@city.komatsu.lg.jp



★相談内容

身体障がい、知的障がい、精神障がいのの方
相談だけでなく、障がいの手帳のない方でも、
心身の発達に課題のある方や精神保健に課題
のある方の相談を受け付けています。

～生活に関する相談～

仕事をしたい、一人暮らしがしたい、
親亡き後が不安、趣味や余暇活動、
社会参加に関すること



～障がい福祉サービスの相談～

障がい福祉サービスの利用の仕方、サービス
の内容や事業所に関する情報提供など、また、
サービス利用のための関係機関との調整に関する
こと

～虐待・権利擁護の相談～

障がい者虐待・差別に関すること、成年後見
制度に関すること

～専門機関の紹介～

相談者の状況に応じて、療育機関、就労
支援機関、その他、専門機関を紹介します。

★安心の相談対応

相談支援事業所の相談支援専門員が対応
します。個人情報情報は慎重に扱いますので、安心
してご相談ください。

相談支援専門員とは

相談支援専門員は、福祉サービス
のコーディネーターを行う専門職です。
相談者から、生活のしづらさや困り
ごとをお伺いし、どんな支援やサー
ビスを受けたらよいか、相談者と一緒に考えます。
市内には、10カ所の相談支援事業所があります。



相談支援事業所ロビン・フッド	46-1306(瀬領町)
相談支援事業所こまつ	48-5780(長崎町)
相談支援センターなごみ	23-7232(北浅井町)
相談支援事業所「チャレンジ」	43-4355(矢田野町)
やたの生活支援センター	44-7115(矢田野町)
支援センターうめの木	41-1301(金平町)
相談支援事業所あぶりこつ兔	080-1969-9866(大領町)
え〜る	24-3313(園町)
相談支援事業所ドレミ	080-1985-3970(向本折町)
相談支援事業所すばらうと	23-3920(大島町)